

甲状腺被ばく線量モニタリングの基本的な考え方について

資料3

原子力規制庁
放射線防護企画課

➤ 原子力災害対策指針における位置づけ

「まず、簡易測定を行い、次に詳細な測定が必要な場合には甲状腺モニターやホールボディカウンター等を用いた計測を行うこととなる。」

簡易測定

目的：甲状腺被ばくのスクリーニング

対象：対象となったすべての者

手法：NaI(Tl)サーベイメータにより頸部の線量率を測定する



詳細な測定が必要な場合

詳細測定

目的：スクリーニングレベルを超えた者を定量的かつ、より精確に測定する

対象：簡易測定の結果から、詳細な測定が必要な者

手法：核種弁別及び定量が可能な甲状腺モニタ等により測定する